

# 長崎県公共建築工事積算基準等の運用

平成 23 年 11 月

長 崎 県 土 木 部 建 築 課

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。また、鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等の主体構造物に関わらない鉄骨工事は補正の対象としない。

(3) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所（地盤面、鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取り扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表4-1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注)○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正							
鉄骨工事							
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○	工場塗装	○
溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○	建て方費	○	溶接試験	○
現場溶接	○	アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆 専用仮設	○	付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○
設備機器架台	○	鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△

2 その他工事として取り扱う工事について

下記に示す工事を一般工事に含ませて発注する場合においても、「共通費基準」の3(5)の定めによる。

- ・ 特殊空調設備
- ・ 循環ろ過設備
- ・ 排水処理設備
- ・ ごみ処理設備
- ・ 搬送設備
- ・ 機械式駐車設備
- ・ 特殊ガス設備
- ・ 実験機器設備
- ・ 医療器具設備
- ・ 昇降機設備 (リニューアル工事にかかるもののみ)
- ・ 太陽光発電設備

3 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。
- (2) 比率により算定する際の共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の

直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事の現場管理費率とする。

- (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。
- (4) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

#### 4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。
- (2) 比率により算定する際の共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費に対応する共通仮設費率、純工事費に対応する現場管理費率とする。
- (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に区分して計上する。
- (4) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

#### 5 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地を一括して算定する。
- (2) 比率により算定する際の共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は近接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。
- (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、共通仮設費又は現場管理費に区分して計上する。
- (4) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

#### 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費の算定は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費又は現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計により算定する。
- (2) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。
- (3) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

なお、主たる工事とは発注時の工事種別とする。

## 7 工事の一時中止に伴う増加費用

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（平成元年2月8日付建設省技調発第57号）及び「営繕工事に係る工事一時中止ガイドライン」（平成21年1月国土交通省官庁営繕部）による他、以下による。

- (1) 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (2) 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。
- (3) 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- (4) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (5) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。なお、設計変更においても同様とする。

